

働き方改革関連法の全容と労務管理

～2019年4月1日からの改正労働基準法など～

【管理者研修】

講師 松田綜合法律事務所 弁護士・社会保険労務士 荒川 仁雄 氏

- 改正労働基準法による時間外労働の上限規制・年休の年5日付与義務等
- 改正労働安全衛生法による産業医への情報提供義務・心身に関する情報の取扱いの整備
- パート有期労働法による非正規雇用に対する均等均衡待遇の整備（いわゆる同一労働同一賃金）
- 女性活躍のための勤務制度のコツ・高齢者雇用の留意点・外国人労働者の活用方法と注意点

【研修内容】

働き方改革関連法は、一部すでに施行されていますが、改正内容を的確に理解しての実務対応がまだできていない状況が見受けられます。本研修では、働き方改革関連法による多岐にわたる改正のうち社会福祉法人で特に注意すべき点に絞り、内容及び雛形や様式例を使用して実務対応の解説を行います。

【講師紹介】

松田綜合法律事務所 弁護士・社会保険労務士

経歴 東京大学法学部卒 JR東日本を経て弁護士・社会保険労務士

専門 人事労務・社会福祉・社会保障分野

社会福祉法人の顧問を多数務めており、職員の雇用管理、規程改定、利用契約、調達関係の契約、ご利用者及びそのご家族対応（カスタマーハラスメント）、理事会評議員会の運営指導、行政対応、監査立会などに特に経験を有しております。

講演・セミナー実績

平成30年9月14日「ハラスメント研修 セクハラ・パワハラ・マタハラの防止のために」（埼玉県老人福祉施設協議会埼玉北支部/ふれあいセンター久喜）

平成30年10月26日「マイナンバー制度の実務対応の留意点～本格運用3年目の変更点～」（主催：埼玉県老人福祉施設協議会/会場：埼玉会館）

平成31年3月27日「働き方改革関連法の全容と労務管理」（埼玉県老人福祉施設協議会埼玉北支部/彩の国いきいきセンターすぎとピア）

令和元年7月16日「働き方改革関連法の全容と労務管理」（埼玉県老人福祉施設協議会/県民健康センター）

他多数